泉南市子どもを守る地域ネットワーク設置要綱  
（泉南市要保護児童対策地域協議会）

（目的）

第１条　この要綱は、泉南市において発生する児童虐待など児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下、「法」という。）第２５条の２第２項に規定する支援対象児童等（障害児も含む）への適切な支援及び、泉南市の子ども及び家族を取り巻く子育て支援の環境づくりを推進するため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者間における連携及び協力の確保を図り、支援対象児童等の早期発見及び早期対応による適切な支援を行うため、法第２５条の２に規定する要保護児童対策地域協議会として、泉南市子どもを守る地域ネットワーク（以下、「子どもネット」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２条　子どもネットは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

⑴要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下、「支援対象児童等」という。）の発見から支援に至るシステムを構築し、実践すること。

⑵　支援対象児童等の実態を把握し、支援対象児童等に関する情報交換及び支援内容について協議すること。

⑶　児童虐待の防止に関する広報・啓発活動や研修を行うこと。

⑷　泉南市の子ども及び家族を取り巻く子育て支援の環境づくりの推進に関すること。

⑸　前各号を推進するために、関係機関等との連携を図ること。

⑹　その他前各号に掲げる事業のほか市長が支援対象児童等の支援に必要と認める事項。

（構成機関、構成員及び委員）

第３条　子どもネットは、別表第１に掲げる機関、団体等（以下、「構成機関」という。）で構成する。

２　市長は、子どもネット名簿を作成し、構成機関の職務に従事する者の承認を得て、これにその名称又は氏名を構成員として登載するものとする。

３　市長は、前項の名簿に記載された構成員のうちから、第６条１項に規定する代表者会議の委員を任命するものとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第５条　子どもネットに、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は市長が指名する。

３　会長は子どもネットの事務を総理し、子どもネットを代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（組織）

第６条　子どもネットは、代表者会議及び実務者会議によって組織する。

２　子どもネットには次に掲げる部会を置くことができる。

⑴　子ども虐待防止部会

⑵　子育て支援部会

⑶　教育支援部会

⑷　発達支援部会

３　部会の設置目的は別表第２のとおりとする。

（調整機関）

第７条　法第２５条の２第４項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、泉南市健康子ども部家庭支援課とする。

２　法第２５条の２第５項に規定する調整機関の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

⑴　子どもネットに関する事務の総括に関すること。

ア　協議事項や参加機関の決定等、子どもネット開催に向けた準備に関すること。

イ　子どもネットの議事運営及び議事録の作成並びに資料の保管に関すること。

ウ　個別ケースの記録の管理に関すること。

⑵　支援対象児童等に対する支援状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

（運営調整事務局）

第８条　運営調整事務局は、別表第３に掲げる機関で構成し、機関や部会間の調整、情報交換等についての集約等と子どもネットの庶務を行う。

２　運営調整事務局会議は、調整機関が召集する。

３　運営調整事務局会議は、調整機関が議事進行する。

４　調整機関は、運営調整事務局会議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等を参加させることができる。

（代表者会議）

第９条　代表者会議は、第３条３項の規定により任命された委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

⑴　支援対象児童等の早期発見とその支援に関するシステム全体に関すること。

⑵　実務者会議及び各部会から受けた活動報告の評価等に関すること。

⑶　関係機関等の連携及び、協力のあり方や活動報告の評価に関すること。

⑷　支援対象児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること。

⑸　その他子どもネットの設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　代表者会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。

（実務者会議）

第１０条　実務者会議は、別表第４に掲げる機関、団体等の実務担当者及びその他市長が適当と認める者をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

⑴　子ども虐待管理ケースについて定期的な状況のフォローを行い、支援方針の見直しと決定、主担当機関、主たる支援機関を確認し役割分担を明確にすること。

⑵　その他各部会からあがってきた機関を越えて支援の必要な個別ケースの対応の評価に関すること。

⑶　その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　実務者会議は調整機関が必要に応じて招集し、その進行をつかさどる。

（部会）

第１１条　第６条第２項各号に掲げる部会の運営については各部会事務局が中心となり運営し、必要に応じて運営調整事務局と連携して行う。

２　各部会は必要に応じて事務局及び部会長を置き、部会に関する運営、事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関、各部会等との連絡調整を行う。

３　各部会はその活動において支援対象児童等を発見した際は、必要な支援につながるよう、子ども虐待防止部会、関係部会に報告する。

４　各部会の事務局は、各部会の運営に関し必要な事項を別に定めることができる。

（個別ケース検討会議）

第１２条　個別ケース検討会議は、実務者会議の構成員のうち、個別の具体事例に関係する機関、団体等の関係者をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

⑴　個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

⑵　個別の支援対象児童等に対する支援の経過報告及びその評価並びにたな情報の共有に関すること。

⑶　個別の支援対象児童等に対する支援方針及び支援計画に関すること。

⑷　個別の支援対象児童等の主担当機関及び主たる支援機関の決定、並びに各関係機関の役割分担に関すること。

⑸　その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　市長は、個別ケース検討会議の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、個別ケース検討会議の構成員以外の者に対し、個別ケース検討会議に出席を求めることができる。この場合において、市長は求めに応じて出席した者に対し、個別ケース検討会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

（関係機関等への協力要請）

第１３条　子どもネットが構成員以外の者に対して法第２５条の３の規定する協力要請と同様の協力要請を行う場合にあたっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

（守秘義務）

第１４条　子どもネットの構成員は、子どもネットの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。また、子どもネットの構成員を辞した後も同様とする。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月３日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年７月２０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和７年７月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表第１（第３条関係）

泉南市子どもを守る地域ネットワーク構成機関表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 機関名 | 法第25条の5各号いずれかに該当するかの別 |
| 児童・福祉関係 | 健康子ども部 | 第1号 |
| 健康子ども部　子ども政策課 | 第1号 |
| 健康子ども部　家庭支援課 | 第1号 |
| 健康子ども部　保育子ども課 | 第1号 |
| 泉南市子ども総合支援センター | 第1号 |
| 保育施設連絡会 | 第3号 |
| 福祉保険部 | 第1号 |
| 福祉保険部　生活福祉課 | 第1号 |
| 福祉保険部　長寿社会推進課 | 第1号 |
| 福祉保険部　障害福祉課 | 第1号 |
| 泉南市地域子育て支援センターひだまり | 第1号 |
| 市内私立保育施設 | 第2号 |
| 大阪府貝塚子ども家庭センター | 第1号 |
| 児童家庭支援センター岸和田 | 第2号 |
| 児童養護施設三ヶ山学園 | 第2号 |
| デイセンターせんなん | 第2号 |
| 民生委員児童委員協議会 | 第3号 |
| いきいきネット相談支援センター | 第2号 |
| 泉南市社会福祉協議会 | 第2号 |
| 保健医療 関係 | 健康子ども部　保健推進課 | 第1号 |
| 大阪府泉佐野保健所 | 第1号 |
| 泉佐野泉南医師会 | 第2号 |
| 教育委員会関係 | 教育部 | 第1号 |
| 教育部　生涯学習課 | 第1号 |
| 教育部　指導課 | 第1号 |
| 教育部　人権国際教育課 | 第1号 |
| 教育部　文化振興課 | 第1号 |
| 泉南市立小学校 | 第1号 |
| 泉南市立中学校 | 第1号 |
| 泉南市立幼稚園 | 第1号 |
| 泉南市立青少年センター | 第1号 |
| 泉南支援学校 | 第1号 |
| 岸和田支援学校 | 第1号 |
| 市内私立幼稚園 | 第2号 |
| 人権関係 | 岸和田人権擁護委員協議会　泉南市地区委員会 | 第3号 |
| 総合政策部 | 第1号 |
| 総合政策部　人権推進課 | 第1号 |
| 泉南市人権協会 | 第2号 |
| 警察  消防  司法 | 泉南警察署 | 第1号 |
| 泉南消防署 | 第1号 |
| 泉佐野法律事務所 | 第3号 |

別表第２(第６条関係)

部会　事務局及び設置目的

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部会名 | 事務局 | 設置目的 |
| 子ども虐待防止部会 | 健康子ども部　家庭支援課 | 子ども虐待の未然防止に向けて機関、市民への啓発の強化と、子どもの所属機関からの積極的な相談を促し、タイムリーに発達支援や養育支援につなげることにより虐待を未然に防止する。  　虐待ケースの進行管理と支援方針の決定、実践、モニタリングの実施を行う。  　関係機関の情報共有により、適切な支援ができるようにする。機関援助研修の実施。 |
| 子育て支援部会 | 健康子ども部　保育子ども課・家庭支援課・保健推進課  教育部　指導課 | 保護者の養育力向上と子どもの自立に向け、教職員の支援力向上を図り、虐待防止に努める。  　在宅の子育て家庭を対象に啓発活動を行い、支援のネットにつなげることで、子育て中の保護者の孤立を防ぐ。 |
| 教育支援部会 | 教育部　指導課 | 幼稚園、小中学校の幼児・児童生徒における児童虐待の防止のため、幼稚園幼児児童生徒への適切な支援、幼児児童生徒及び家族を取り巻く子育ての環境づくりを推進する。  　児童虐待防止のために、関係機関やSSWやスクールカウンセラー等の専門家と連携・協力し、幼稚園及び小中学校の支援対象児童等の早期発見及び早期対応による適切な支援を行う。 |
| 発達支援部会 | 泉南市子ども総合支援センター・教育部　指導課・健康子ども部　保健推進課 | 障害や一人ひとりの子どもの特性を理解し、適切な関わりを継続するためのシステムを構築し、関係機関相互の円滑な連携を図り子どもや保護者の支援につなげ、虐待防止に努める。  「発達支援リーフレット」を活用し、関係機関相互の円滑な連携を図り、子どもや保護者の支援につなげる。  各関係機関との連携のもと子どもの健やかな発育や保護者支援について、教職員の資質向上を目指す。 |

別表第３（第８条関係）

運営調整事務局　構成機関一覧

|  |
| --- |
| 機関名 |
| 健康子ども部　家庭支援課 |
| 健康子ども部　保育子ども課 |
| 泉南市子ども総合支援センター |
| 健康子ども部　保健推進課 |
| 教育部　指導課 |

別表第４（第１０条関係）

実務者会議　構成機関一覧

|  |
| --- |
| 機関名 |
| 健康子ども部　家庭支援課 |
| 健康子ども部　保育子ども課 |
| 泉南市子ども総合支援センター |
| 福祉保険部　生活福祉課 |
| 福祉保険部　障害福祉課 |
| 大阪府貝塚子ども家庭センター |
| 健康子ども部　保健推進課 |
| 大阪府泉佐野保健所 |
| 教育部　指導課 |
| 泉南警察署 |